## 3.3　相手国側分担事業の概要

本プロジェクトの実施に際して、「モ」国政府の負担事項として実施される事業内容は次のとおりである。

①本計画に必要な用地の確保（既存漁民倉庫前およびカフェのワジ側畑を含む）
②計画サイトへのアクセス道路の整備
③計画サイトへの電気の供給
④製氷・飲料用水の供給
⑤燃料貯蔵タンクおよび給油設備の設置
⑥「モ」国へ輸入される機材の通関における免税処置
⑦認証された契約および契約に係る業務を遂行するために「モ」国に入国する日本人に対し、「モ」国で課せられる税金、その他課徴金の免除
⑧認証された契約に係る業務を遂行するために「モ」国に入国する日本人に対し、同国入国および滞在に必要な便宜を図ること。
⑨銀行取極および支払い受権に係る手数料
⑩工事に必要な「モ」国内での許可・認可取得
⑪日本の無償資金協力によって建設された施設の適切かつ有効な利用
⑫本計画に必要な費用で、日本の無償資金協力の範囲外となる一切の費用の負担
⑬本計画の実施に必要な予算および人員の確保
⑭施設建設にかかる建築許認可の速やかな取得に必要な措置
⑮建設工事期間中、漁業活動代替地の確保とともに漁業者への説明
⑯建設資材（埋立材料、コンクリート用骨材、石材等）の採取許可の速やかな取得に必要な措置
⑰本計画に対する環境アセスメントが必要とされた場合、環境アセスメントの実施
⑱本施設への給水に使用する既存井戸の使用許可

## 3.4　プロジェクトの運営・維持管理計画

本プロジェクト実施後のシディハセイン漁港の管理・運営は、海洋漁業省と ONP の各シディハセイン支所及び新たに設立されるシディハセイン漁業協同組合（仮称）によって実施される。表 3.4-1 に、新漁港の管理組織体制および役割分担を、図 3.4-1(1)(2)に管理・運営組織を示す。

製氷機、ワークショップ、船揚げ施設及び淡水化装置の維持管理は、漁業協同組合が行う。ただし、漁港運営当初 1～2 年は、一時的に ONP が海洋漁業省と協定を結び、その任務に当たる。この間、ONP は施設の維持管理手法について漁業協同組合に十分な指導を行う。なお、堆砂の除去のための維持浚渫を含めた港湾施設の維持管理は設備省が実施する。

表 3.4-1　シディハセイン漁港管理組織体制及び要員の役割分担

| 役割分担 | 人数 | 摘要 |
|---|---|---|
| 海洋漁業省シディハセイン支局（常勤者：4 名） | | |
| 支局長 | 1 | 漁港施設の維持管理に関する総括責任者 |
| 事務員 | 1 | 支局長の補佐 |
| 漁業係 | 1 | 漁船登録、統計、資源管理、免税ｶﾞｿﾘﾝｶｰﾄﾞの発行 |
| 漁協・漁村開発係 | 1 | 普及、訓練、技術開発、組合経営指導 |
| 計 | 4 | |
| ONP シディハセイン支所（常勤者：5 名） | | |
| 支所長 | 1 | 全体の統括責任者 |
| 記録係 | 1 | 水揚量の記録、漁獲物の選別、計量、競り人の補佐 |
| セリ係 | 1 | セリの実施 |
| 会計係 | 1 | 売上金・手数料徴収、売り上げ記録作成・保管 |
| 冷凍管理技術者 | 1 | 製氷機、貯氷庫の維持・管理、氷販売 |
| 計 | 5 | |
| シディハセイン漁業協同組合（常勤者：8 名） | | |
| 参事（会計・総務） | 1 | 管理棟 |
| 事務員 | 1 | 管理棟 |
| 燃料販売所会計係 | 1 | 燃料販売所 |
| 燃料販売所徴税官 | 1 | 燃料販売所（税関からの派遣である） |
| ワークショップ修理技能者 | 4 | 主任技術者 2 名、技術補佐 2 名 |
| 計 | 8 | |
| ジェンダルメリー（常勤者：1 名） | | |
| ジェンダルメリー | 1 | 国家警察官として派遣される |
| 計 | 1 | |

※シディハセイン漁協の組合長は非常勤として計画する。

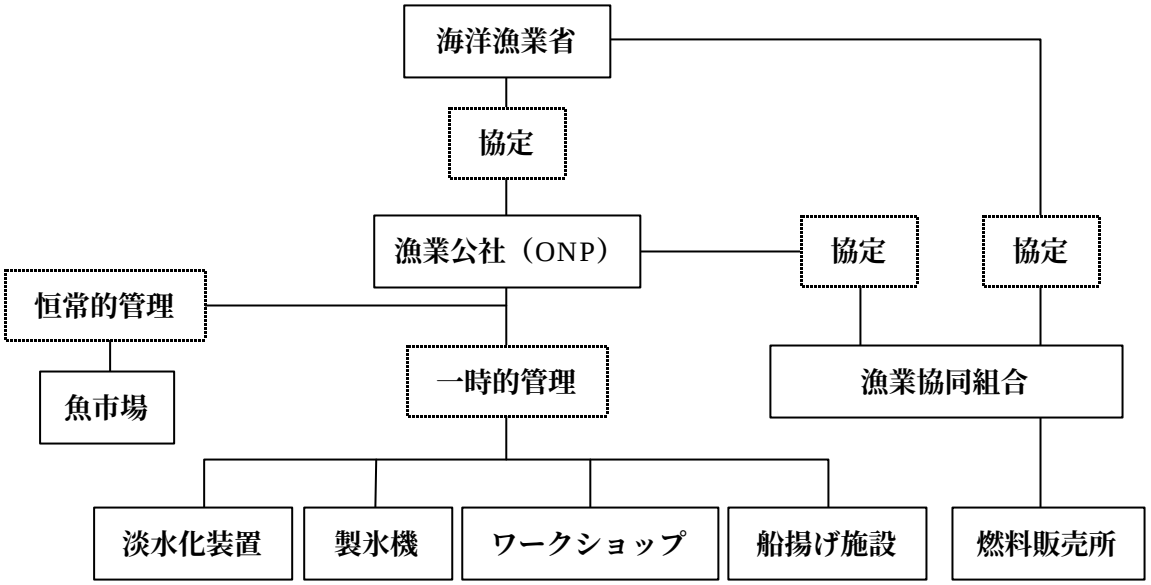


※注 1）一時的管理とは、製氷機、ワークショップ、船揚げ施設、淡水化装置の管理が漁業協同組合に移管するまでの管理を意味する。
※注 2）ONP は新設の漁業協同組合と協定を結び、製氷機、ワークショップ、船揚げ施設、淡水化装置の管理を十分運営・管理できるまでの期間教育的指導を行う。
※注 3）漁業協同組合は海洋漁業省と協定を結び、ONP の教育的指導の下に燃料販売を行う。

図 3.4-1(1)　シディハセイン漁港施設全体の運営・管理組織（漁協への一部施設移管前）

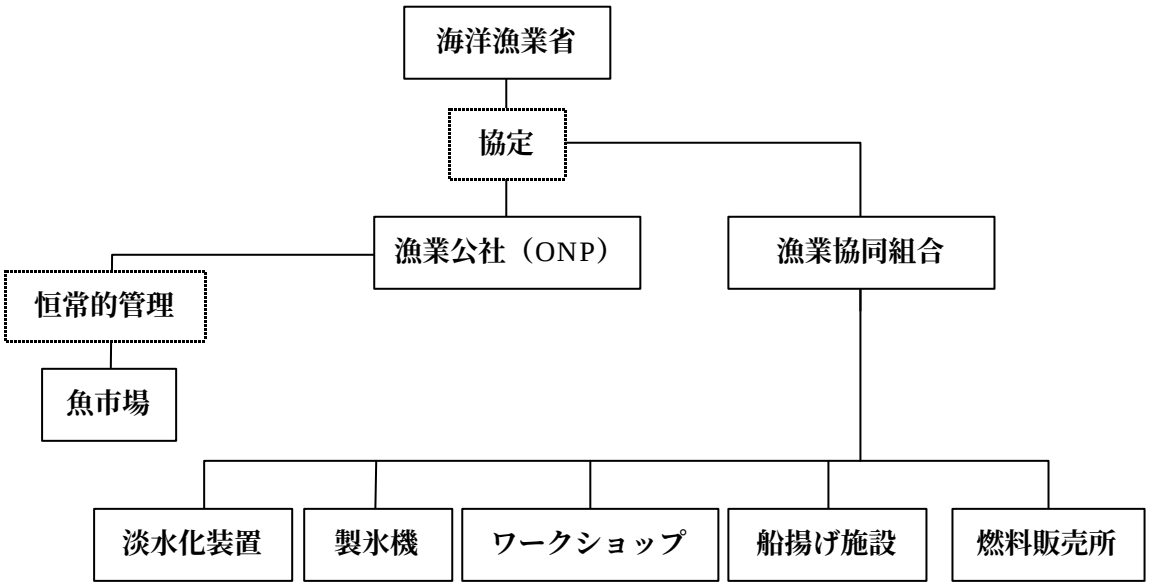


図 3.4-1(2)　シディハセイン漁港施設全体の運営・管理組織（漁協への一部施設移管後）

## 3.5　プロジェクトの概算事業費

### 3.5.1 協力対象事業の概算事業費

本計画を日本国政府の無償資金協力によって実施する場合に必要となる事業費総額は、約 7.31 億円となる。先に述べた日本政府と「モ」国政府との負担区分に基づく双方の経費内訳は、下記に示す積算条件をもとに次のように見積られる。

#### (1)日本国側負担事項

本案件は期分け案件として、2003，2004 年度に亘って実施される。

表 3.5-1　概算事業費

| 区　　分 | 金額（百万円） | | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | 1 期目 | 2 期目 | 合計 | |
| 建設費 | **461.7** | **155.9** | **617.6** | |
| 直接工事費 | 334.4 | 104.5 | 438.9 | |
| 共通仮設費 | 27.4 | 5.1 | 32.5 | |
| 現場経費 | 65.8 | 34.8 | 100.6 | |
| 一般管理費 | 34.1 | 11.5 | 45.6 | |
| 機材調達費 | **0** | **36.2** | **36.2** | |
| 機材費 | 0 | 28.4 | 28.4 | |
| 調達管理据付工事費等 | 0 | 7.8 | 7.8 | |
| 設計監理費 | **53.8** | **23.8** | **77.6** | |
| 実施設計費 | 26.3 | 10.3 | 36.6 | |
| 施工監理費 | 27.5 | 13.5 | 41.0 | |
| ソフトコンポーネント費 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 合　計 | **515.5** | **215.9** | **731.4** | |

#### (2)「モ」国側負担経費

「モ」国側負担経費は約 9,900,000DH（日本円約 111,573,000 円）となる。詳細は以下のとおりである。

| | | |
|---|---|---|
| ①電気引込み（約 8km） | ： | 3,200,000DH |
| ②アクセス道路（約 7km） | ： | 5,600,000DH |
| ③海水淡水化装置 | ： | 700,000DH |
| ④燃料タンク及び給油設備 | ： | 400,000DH |
| 合　　計 | | 9,900,000DH |

#### (3)積算条件

①積算時点　　：平成 14 年 10 月

②為替交換レート　：　円/US$　　1US$＝121.92 円（2002.11）

US$/DH　　1DH = 0.0925 US$（2002.5～2002.10）

円/DH　　1DH =　11.27 円

③施工期間　　：詳細設計及び工事の実施期間は、実施工程表に示すとおりである。

④その他　　：本計画は、日本政府の無償資金協力制度にしたがって実施されるのものとする。

### 3.5.2 運営・維持管理費

本計画における、ONP シディハセイン支所、シディハセイン漁業協同組合の運営収支を表3.5-2(1)(2)に示す。ONP の収支は、施設移管前 301,371DH、施設移管後 122,457DH の黒字となり、漁業協同組合の収支も同様に、施設移管前 98,789DH、施設移管後 277,703DH の黒字となる。したがって、ONP、漁業協同組合ともに収入が支出を上回る健全な経営が予想され、維持管理に問題はないものと考えられる。

なお、海洋漁業省シディハセイン支所に配属される 4 名の年間人件費 174,000DH は、海洋漁業省予算から支出され、2001 年度の海洋漁業省全体の人件費 70,975,000DH の約 0.25%であるため、人件費負担に問題はない。

表3.5-2(1)　ONPの運営収支

| 運営・維持管理費 | 金額(DH) | | 備考 |
|---|---|---|---|
| | 施設移管前 | 施設移管後 | |
| 営業損益 | | | |
| 1.収入 | | | |
| ①氷販売 | 205,020.00 | 0.00 | ｶﾗｲﾘｽ、ｱﾙﾎｾｲﾏ、ﾅﾄﾞｰﾙの氷販売価格を適用 *1) |
| ②燃料販売手数料 | 0.00 | 0.00 | |
| ③修理工賃 | 22,400.00 | 0.00 | 平均修理費800DH×40隻（全漁船数56隻の70%）×修理手数料70% |
| ④漁具販売手数料 | 4,620.00 | 0.00 | 平均漁具購入費275DH×56隻（全漁船数）×販売手数料30% |
| ⑤セリ手数料 | 570,902.32 | 570,902.32 | 年間計画水揚げ量1,455ﾄﾝ×魚価×4% *2) |
| 収入合計 | 802,942.32 | 570,902.32 | |
| 2.支出 | | | |
| 2-1　人件費 | 188,400.00 | 188,400.00 | 支所長1名、記録係1名、セリ係1名、会計係1名、冷凍管理技術者1名、合計5名 |
| 2-2　施設費 | | | |
| ①電気料 | 62,501.23 | 62,501.23 | 全使用料の1/3(漁業省、ONP、漁協) |
| ②水道料 | 0.00 | 0.00 | 淡水化装置供給水、既存井戸水の利用 *3) |
| ③淡水化装置運転経費 | 20,109.60 | 0.00 | 淡水化装置電気代＋薬品・消耗品 |
| ④魚市場清掃費 | 60,000.00 | 60,000.00 | 清掃専門業者請負費5,000DH/月×12ヶ月 |
| 小　計 | 142,610.83 | 122,501.23 | |
| 2-3　一般経費 | 49,651.63 | 46,635.19 | 人件費+施設費の15%（旅費・交通費、事務費他） |
| 2-4　維持管理費 | | | |
| ①機材保守費 | 30,000.00 | 0.00 | 機材価格（淡水化装置を含む）の1% |
| ②施設設備保守費 | 90,909.09 | 90,909.09 | 直接工事費の0.5% |
| 小　計 | 120,909.09 | 90,909.09 | |
| 支出合計 | 501,571.55 | 448,445.51 | |
| 収支 | 301,370.77 | 122,456.81 | |

*1)漁業者向け66ﾄﾝ×270DH/ﾄﾝ＋仲買人向け312ﾄﾝ×600DH/ﾄﾝ

*2)モロッコにおける水産物のセリによる販売手数料は販売価格の4%と規定
水揚げされた漁獲物が100%セリに掛けられると想定

*3)製氷用水及び飲料水は淡水化装置により給水し、トイレ用水及び魚市場洗浄用水等は既存井戸から給水するため、水道料金は計上せず。

表 3.5-2(2)　漁業協同組合の運営収支

| 運営・維持管理費 | 金額(DH) | | 備考 |
|---|---|---|---|
| | 施設移管前 | 施設移管後 | |
| 営業損益 | | | |
| 1.収入 | | | |
| ①氷販売 | 0.00 | 205,020.00 | ｶﾗｲﾘｽ、ｱﾙﾎｾｲﾏ、ﾅﾄﾞｰﾙの氷販売価格を適用 *1) |
| ②燃料販売 | 241,840.00 | 241,840.00 | ｶﾗｲﾘｽ漁協の販売手数料実績を適用 *2) |
| ③修理工賃 | 0.00 | 22,400.00 | 平均修理費800DH×40隻（全漁船数56隻の70%）×修理手数料70% |
| ④漁具販売 | 0.00 | 4,620.00 | 平均漁具購入費275DH×56隻（全漁船数）×販売手数料30% |
| ⑤漁協開発費 | 142,725.58 | 142,725.58 | 年間計画水揚げ量1,455ﾄﾝ×魚価×1% *3) |
| 収入合計 | 384,565.58 | 616,605.58 | |
| 2.支出 | | | |
| 2-1　人件費 | 186,000.00 | 186,000.00 | 参事1名、事務員1名、燃料販売係1名、ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ修理技術者4名（2名はｱｼｽﾀﾝﾄ）、清掃係1名、合計8名 |
| 2-2　施設費 | | | |
| ①電気料 | 62,501.23 | 62,501.23 | 全使用料の1/3（漁業省、ONP、漁協） |
| ②水道料 | 0.00 | 0.00 | 淡水化装置供給水、既存井戸水利用 *4) |
| ③淡水化装置運転経費 | 0.00 | 20,109.60 | 淡水化装置電気代＋薬品・消耗品 |
| 小　計 | 62,501.23 | 82,610.83 | |
| 2-3　一般経費 | 37,275.19 | 40,291.63 | 人件費+施設費の15%（ｾﾐﾅｰ代、旅費・交通費、事務費他） |
| 2-4　維持管理費 | | | |
| ①機材保守費 | 0.00 | 30,000.00 | 機材価格（淡水化装置を含む）の1% |
| ②施設設備保守費 | 0.00 | 0.00 | |
| 小　計 | 0.00 | 30,000.00 | |
| 支出合計 | 285,776.42 | 338,902.46 | |
| 収支 | 98,789.16 | 277,703.12 | |

*1)漁業者向け66ﾄﾝ×270DH/ﾄﾝ＋仲買人向け312ﾄﾝ×600DH/ﾄﾝ
*2)旋網船：90ﾘｯﾄﾙ×1.0DH×171日×6隻、零細漁船：30ﾘｯﾄﾙ×1.0DH×153日×50隻
*3)漁協開発費として、セリによる販売価格の1%が漁協に組み入れられる。
水揚げされた漁獲物が100%セリに掛けられると想定
*4)製氷用水及び飲料水は淡水化装置により給水し、トイレ用水及び魚市場洗浄用水等は既存井戸から給水するため、水道料金は計上せず。

## 3.6　協力対象事業実施に当たっての留意事項

協力対象事業の実施に当たっては、プロジェクトサイトまでのアクセス道路の整備、電気の供給、飲料水の供給、建設用石材等（捨石、中詰め石等）調達のための採石場開発の許認可、建築申請・許認可等、延滞無く事業を実施するために相手国関係機関の協力が必要となる。また、工事中における水揚げ活動の代替活動地指定など、これらを管理する政府関連機関と協議し、綿密な施工計画を立案する必要がある。